

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/VOA存続問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43649

3. VOA 傍受問題

①

②

③

④

取扱注意

報道課長	条約課長	多力力局長
	法規課長	参事官
	北米才一課長	
VOM放送傍受施設について		
47.1.18 米北一		
標記の件について 1月17日付読売新聞 夕刊記事(中核別添)に於て、郵政省電波		
監視局法規課 高田補佐より聴取せし ところ 下記のとおり 中核別添に		
記		
1. 本件記事のソースは郵政省の仕度で、内 容から判断して、恐らく地球政府郵政庁 から取材を基礎として推測記事のものと		

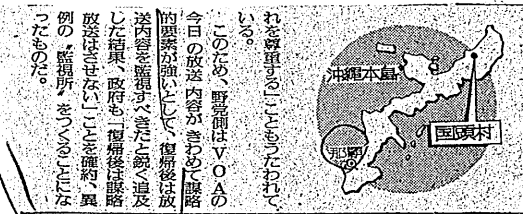
字米計 (2/26)

2. 傍受施設の設置場所について、目下 地球政府郵政庁に於いて適当候補地を 選定中であるが、 ^{クエビヤン} 同国領内には台(隣接 する)大直味村に決る可能性が強い。
3. 郵政省の本件に関する資料が千紙綴り 347頁不同である。(二重記載ではない。)
然し施設の伐林等を4月の発注に、 施設の土を5月15日の復旧日までに 完成するに必要と推定される。不承上は 8月初に設置を完了するに必要と
いす。
(注) 本省内の資料も同様 347頁不同である。

国頭村に設置 VOAの傍受施設

政府は、沖縄の施政権移行方針を決めた。このため来年半、復帰後五年間開港する予定のVOA（アメリカの国）の傍受施設を国頭村に設置する。このほか、復帰後五年間開港する予定のVOA（アメリカの国）の傍受施設を国頭村に設置する。このほか、復帰後五年間開港する予定のVOA（アメリカの国）の傍受施設を国頭村に設置する。

省議院を代表する議員が、復帰後五年間開港する予定のVOA（アメリカの国）の傍受施設を国頭村に設置する。このほか、復帰後五年間開港する予定のVOA（アメリカの国）の傍受施設を国頭村に設置する。



47. 1. 17. 誌誌 571 (2面)

郵政省 VOA 予算内訳

施設施行旅費	70,000 円	
方費	8,125,000 円	(手廻り輸送等)
施設施行方費	125,000 円	(設置費)
通信専用料	4,119,000 円	(7回線 84分)
土地借料	6,000 円	
施設整備費	24,164,000 円	(築費等)
計	37,269,000 円	

秘
無期限

北東アジア課長
報道課長
東欧第一課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

中国課長
安全保障課長

VOA 傍受

47. 1. 20
*北1

1月19日 本府に上りラジオ・フォルスの中国
情運谷口有昭氏
理事長と話し合つた。米北1 加藤、有地
同席)、当方として留意すべき点次のとおり。

1. 傍受する言語
是方は 今回、予算 (300万円) 21日
中国語 (10 時15分)、英語 (9 時15分)
露語 (2.5 時15分)、朝鮮語 (1.5 時15分)

の70%を傍受するに付23日付の2
23日付、中国語、英語位に絞るべし。

韓国語傍受が行われるに付、このことには、当課として
注意すべき事項あり。北米第一課長

GA-5

この意向を示したの2" 当方より、固全并
少くとも
この関係もあり、中、英、露の3ヶ国語に
ついでに是非傍受を打たしむるべし。

(編集)
(朝鮮語の傍受実施のためには、新に
技術者一名を雇ふ必要あり。)

2. 傍受語の処理
(1) VOA 放送の全内容を42録したテープ
我方管内に送り先方より
を直ちに航空便で東京に送り、ラジオ
フォルスに委託、ラジオ・フォルスに於いて
(225212) (5時15分)
全内容の項目別リスト (別添のVOA版)
を作成 (大体テープ到着の次9日の
午後7時15分 外務省に届けること)、
そのうち重要なるものについては全部を
(平成 20~30年 - 2035)
翻訳及び再生する (以上は項目別

GA-6

リストより1両日遅れ) にてはなされる

と述べた。

(2) 上記(1)の5の方法を 実施する場合、
 (注) 先行

全文翻訳、再生した部分の送信等には
 ついては 外務省のアドバイスをしてい

由である。当方よりお問い合わせ、省内の
 調整を図った上で、具体的に要望等

が寄せられたら、早い機会にラジオ・カサ
 にご連絡できることを希望していただく。

以上一応の事、御意見等ある場合は(特に
 朝鮮語放送の受信の要否など) 御教示

願う。とす。

00001

1. 局長
早送付 2/7

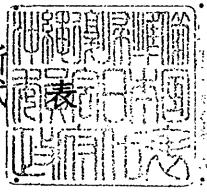
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記 (赤色)
秘

第 45 号
昭和 47 年 2 月 1 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代表



(件名)
VOA 放送の傍受施設

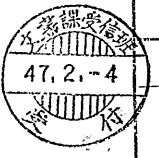
引用公・電信
日付・番号 1月27日付貴信米北1合弁294号

1. VOA 放送の傍受準備状況に因り、村角より沖経事務局
経済課 高橋事務官 (郵政省出身) に照会したところ 次のと
おり。(別紙参照)

(1) 大宜味郵便局付近に土地を借りてそこに無人受信所

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)
本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

外務省
国際調査
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



③
手
郵
政
2
ミ
(
2/7)

を設置する。(上記場所の選定は昨年春と秋の2回
にわたり後岸後のチャンネルプラン作成のために来日せよ
調査団が併せて行った調査結果に基づく由。)

(2) そにて受信した内容は専用回線で首里の電波監視
所に送られ、同所で録音される。(上記電波監視所
は現在琉球政府に属し、不法電波の監視等を行
っているが、後岸後は郵政省電波^管理庁に引継が
れることになっている。)

(3) 録音したテープは毎日一回空輸される。

(4) なお上記の受信設備をめぐり録音機は特別に
注文する必要がある、これが整うのは7月頃とありて
あるから、それまでは首里の電波監視所において
傍受をめぐり録音を行う。

2. 以上に南達し、村角より高橋事務官に対し、次のと
り伝えておいた。

(1) 首里の監視所で傍受、録音せる内容が明確に記

えたり場合はこれを飛返すRP社の方で困ると

思われるので可及的速やかに本格的な受信を行うか

に録音設備を整えられるよう郵政省に申し進

めて貰いたい。

(2) 別紙末尾記載の米側の協力を要する点について

は郵政省から外務省^(を通じて米側に)申し入れるように取計ら

われたり。

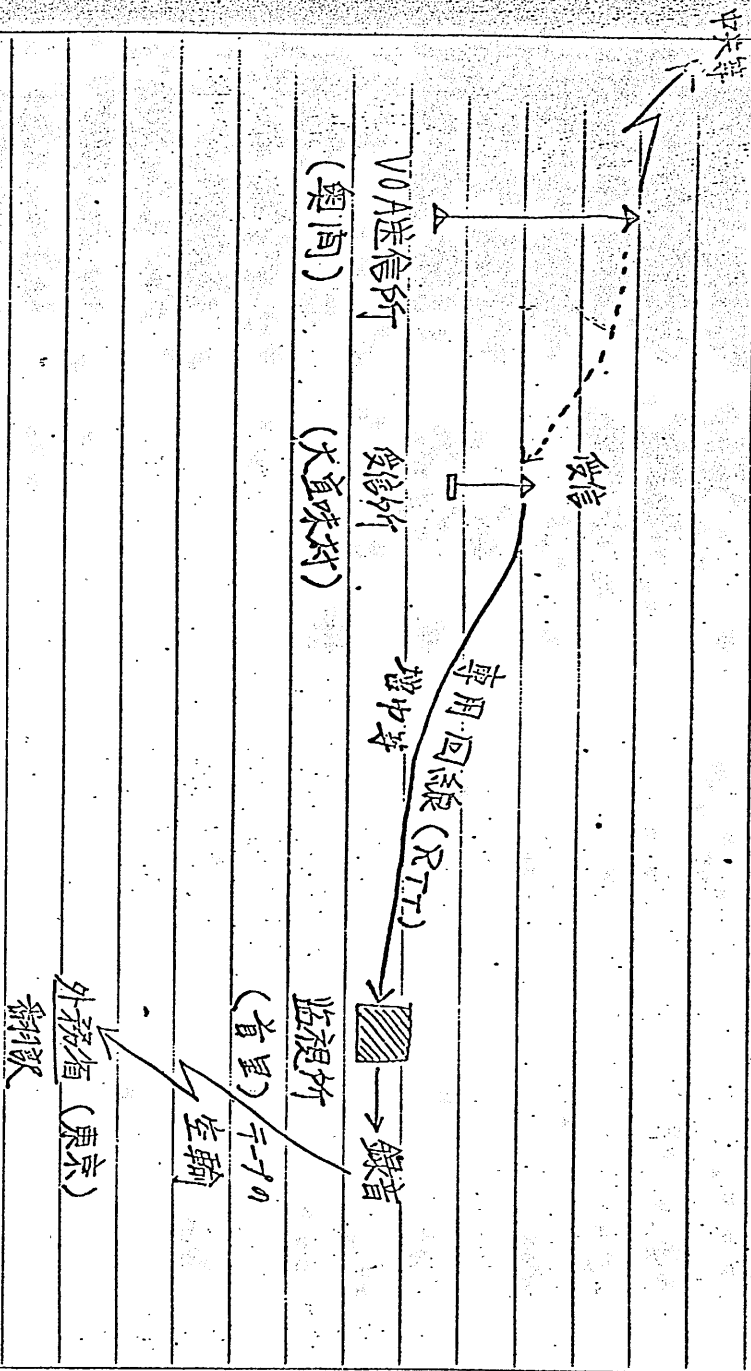
3. なお、当地VOA支局は本件に関し未だ日本政府側から

何等の接触も受けていないが、要請があった場合は出来

る限り協力すべき旨の意向を非公式に表明している。

V0A モニターについて

(1) モニターの仕組み



(注) 1. 受信所：大直味村左 大直味郵便局近辺の場所を予定している。

(設置場所) 郵政省職員が中継のケーブルが設置される場所の調査と設置を予定している。

；無人となる。リモコン・コントロールで操作可能。

；受信機は、特定の周波数を受信機が受信できるように調整される。特別に製作された。

；受信所の局舎は、土地を賃借して建設する (約10坪位)

そのための職員を派遣する予定である。

2. 受信所へ録音機

；電気公社の回線を専用する (専用料、年間 440万円)

3. 録音機；場所は首里にある電波監視所で行われる。

録音機は自動的に行われる。監視委員(24時間勤務)が遠隔で行われる。

録音用テープは毎日一回空輸する。

テープは2インチ特性。

録音は全放送(40国語)、全放送時間である。

(2) 予算 約 3,700万円。

(注) 外務省が行おう翻家への予算も 3,700万円程度による。
ラジオ・プロバ(助)に委託する。

(3) 開始時期等

1. 復帰時(1972.5.15)に上述したテープを行おうことは、機器製作、専用回線、予備状況から勘案して不可能である。
郵政省では、1972年7月～8月頃に開始する予定である。

2. それまでの間は、簡易な方法で行おう。
電波監視所(首里)である程度受信可能であるため、ここで受信機を
用いて受信機とレコーダを使用して行おう。

(4) その他

VDA放送内容のメモを1巻行おうとあり、米側の協力を要する点も次のとおり。
1. 受信機が、特定の周波数にセットされるため、事前に発射スケジュールを
要する必要がある。
2. 周波数別放送時間表がある。

秘密表示(朱印)
秘
 無期限

あて先別

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	1	3
付			
属			

発送日
 処理日 昭和47年2月15日
 発信タイプ 検査

文書課長

公 信 案 (分類)

公信番号	米北1令 第 513 号	公信日付	昭和 47年 2月 14日
大 臣	主管	起案	昭和 47年 2月 14日
政務次官	アメリカ局長	起案者	田中 2465
事務次官	参事官	電話番号	
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
官房長			
協議先			
受信者 花米 牛嶋 古江 在沖縄 喜瀬 古江		発信者 福田 古江	
写送付先		(希望発送日)	
件 名 UOA 取送 培受			

GA-2

14 外務省 78

回覧番号

米北1合第 513号
昭和47年2月14日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)

VOA 放送停受

引用公・電信
日付・番号

1月27日付往信米北1合第294号

1月19日 標頭9件を渡し 1月20日

以上の中田理事長と折合せられた

ところ、その際、米字の書翰(代表

部) 参考書も別添し送付した。

なお別添したものは述べた通り。

※ 付添紙 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書課記入)

2

現在沖縄のVOAの中継放送を停受

7213言語(中、英、日、朝鮮)の4ヶ

国語の放送。ラジオ・テレビ放送の

VOA 朝鮮語放送は、7213 放送局も停

受する(米地7213と米地7214の着成の要

あり) 実施困難な旨付へてあり。当

方にも米地7213の停受を要する

(播送前の222-1-17万の放送に備え別添保管)

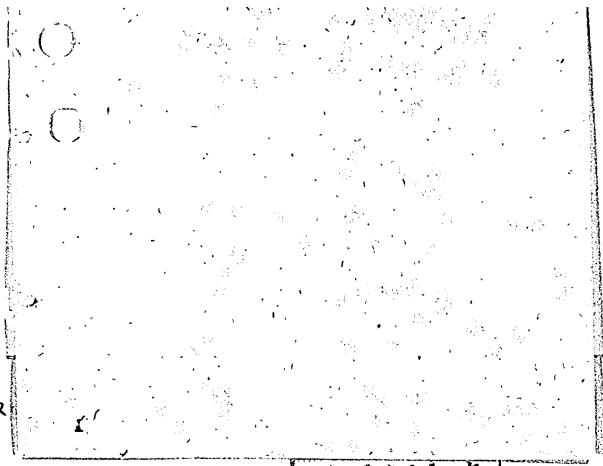
米字の書翰も別添し送付した。

以上。

右付添紙 米 沖縄局

GA-4

外務省



250 (3/25)

大臣秘書長

取扱注意

官録 書記 報道課長 250 (3/25)	会計課長 条約課長 子母長 250 (3/25)	アメリカ局長 参事官 北米才一課長 250 (3/25)
VOA放送、借受に付		
(郵政省の手算上の取扱)		
47.3.25.		
米.北一.		
3月24日 郵政省 電波監理局 法規課		
(山口補佐) に付し、VOA放送借受に付		
付し 郵政省の手算上の取扱に付し、先照		
合しに付、先ずの答に付、次のとおり。		
1. 今回の指定手算に付、借受関係の		
経費は計上しない。		
2. 郵政省の作成を予定している借受のた		
めの機械に付し、昭和47年度手算成		

GA-5

外務省 3992 43合

立本の機 契約締結が2進方、製作
は3ヶ月、各地踏査、据付等、若干の

期向を要するともあり、結局完成、及び
使用開始は本年10月には済むと見
なされた。

3. ^(緩急便) 上記機械完成後の南米、
有里の 彼の電波監視の 借入機

械を使用し ^(暫定) 借入の 予定あり。

(注、 先行した進められた、 不詳あり)

(本年 10 月期向の 長引くともあり
と見なされた。)

P.S. 本年3月25日午後、 郵政省の 特定の 借入機
の使用 (但し、他国以活発、と見なされ
る 換装中 等 活あり)。

取扱注意

沖縄V O A放送傍受記録の様式及び
配布方法について

47. 5. 2
情文局報道課

本年5月15日より沖縄V O A放送のモニターが開始されますが、ラジオ・プレス側と協働の結果本件放送傍受記録の様式及び配布方法を当分の間次のとおりとすることとしたので御了承願います。

1. ラジオ・プレスの調査によれば沖縄のV O A放送は現在英語、中国語、朝鮮語の3カ国語の放送を行なっているが、これらの放送の時間帯及び放送の延べ時間は次のとおりである。

- (1) 朝鮮語 午前 6:30 ~ 7:00
7:30 ~ 8:00
午後 10:30 ~ 11:00
(延べ時間 1時間半)
- (2) 英語 午前 7:00 ~ 11:00
午後 8:00 ~ 午前1:00
(延べ時間 9時間)

- (3) 中国語 午前 7:00 ~ 10:00
午後 7:00 ~ 午前2:00
(延べ時間 10時間)

2. 以上の3カ国語の放送の中、ラジオ・プレスは本年5月15日以降5月1日までの過渡期間中(大型再生機その他モニターのための機械がととのい本格的モニターが開始されるのが5月1日の予定)以下の要領でモニターを行なり。

- (1) 上記3カ国語の全放送の項目を別添の沖縄V O A傍受記録のとおりの様式にて(ただし横書き、筆耕またはカーボンコピー)作成の上、5部外務省に配布する(報道課4部、北米一課1部)。ただし英語放送については項目は和訳せず、英文で記録する。なお、ニュース放送の中、重要なものについては項目の他簡単な内容を付する。
- (2) ラジオ・プレスは上記項目の中、重要な放送の内容(特に日本関係及び中国関係のコメンタリーを中心とする)を和訳し別添

の沖縄VOA傍受記録(詳報)として記録し、前記項目と同様外務省に5部(報道課4部、北米一課1部)配布する。目下のところラジオ・プレス側としては予算上の制限もあり、詳報には英語放送約15分間、中国語及び朝鮮語各放送各々5分間、計25分程度にしぼつて和訳する。ただし事後外務省側で上記項目の中ラジオプレスが詳報に訳出しなかつてもので特に内容を承知したい希望があれば随時ラジオプレス側が訳出し追加詳報として外務省に配布するものとする。

- 3 沖縄VOA放送傍受期間ラジオプレスはマスターテープを保存し、国会の要求等必要な際は当該放送部分を和訳することとする。
- 4 郵政省は沖縄で録音した一日分の放送のテープを毎日午後那覇発の航空便でラジオプレス宛直送するが、このテープはおそらく二日遅れてラジオプレスに配達されるものと思われる。ラジオプレスはこのテープを丸一日か

けて上記「項目」を作成しその次の日に外務省に配布する。例えば5月15日午前0時を期して録音が行なわれるテープは同15日午後の航空便で那覇発、17日の午前中にはラジオプレスに配達され、ラジオプレスは18日中に「項目」の作業を終えて19日に外務省に配布することになる。なお「詳報」は「項目」よりも一日遅れて20日に外務省に配布される予定である。

- 5 このようにして外務省に配布(報道課4部、北米一課1部)された「項目」及び「詳報」を報道課、北米一課で各一部ずつファイルする。なお、報道課では「詳報」を必要に応じ省内関係各課に参考配布する。
- 6 上記「項目」及び「詳報」はラジオプレスで作成はするが、外務省の委託で行なりものであり国会等でもラジオプレスに本件モニターをやらせるとはいつていないので、特に「項目」及び「詳報」の発行元を付さずフランクとすることとした。

取扱注意

北米 (00 薩摩) 外務省 情報文化局長 山中 喜彦 報道課

総務 長官

右
地
三
二
三
一

沖縄 VOA 放送係受記録の付入及び配布方法
12.7.11.2

47. 5. 15
情文局 報道課

スズニ 別添の 5月2日 標記の件に関する回覧にて

沖縄 VOA の 英語、中国語、朝鮮語、ヒンディー語の 4カ国
語の放送の中、予算の制限もあって朝鮮語を降く3カ国語
の放送の係受を行なう旨も伝えたところだが、その後
ラジオの間の期間については VOA 沖縄放送の summer sch-
dule (5月17日 ~ 8月31日) にはヒンディー語放送を行なう
旨も伝えたところだが、(本年1月発行の VOA 沖縄放送の
スケジュール 104 ヒンディー語放送は予定通り) 何故か
5月17日放送より再開の旨も伝えたが、目下は不明の

GA-B

外務省

948

2

由である。1月6日ラジオ・テレビ放送の終了
ヒンディー語放送の再開とある期間、朝鮮語放送の
係受を行なう旨も伝えたところだが、(別添の回覧
の件に関する部分については赤字で訂
正したところ)

GA-B

外務省

右記
詳細情報より高裁案を呈回し、越前予定の
所当課録

VOA 倍受問題
(RPTの合議)

47. 6. 5

米北1

1. 6月5日 RPT 中国理事を招き

情道谷口調査官を来訪、本件について
述べた。大子次官は、

(米北1の座席)

(1) VOA 放送の項目及び詳細作成

には予想以上に時間を要するに
判明した。当初日放送の翌日又は

翌々日位には項目を available に
したと見えたが、実際テープが到着

するまで放送の翌日より遅く
した。それテープを返すに

dubbing するに 1~2日要する。

(2) その後 "E-Dubbing" 及び "新編" を

(他に詳細を作成するものも)

行った。そのうち、英語のほか

中国語、朝鮮語についても同様。

処理を要するもの、項目、詳細の

本稿の1:12 として 5~6日要する
(12日か)

(3) したがって飛行機の運送等の事情が

ある時は、上記スケジュールにずれが生じ

る。生じ、その結果と
なる。

(4) ついては、SLR 33省と RPT の関係、

契約条件作成に当っては、RPT の

15日資料提出期限は「70以内」

とする。これをETC、発言上は

右を本案の文短縮するもの RPT の

の件は、これを検討しては、首依頼越した。

2. よて、当該にて検討の結果、鈴木議員の
 要請は十分理解しう子が通信及び外務省に於て
 恒常的に傍受記録を配布することは予算上向
 題が~~あり~~ ~~あり~~ 郵政省のしごき~~人~~が同議員
 (25年10月27日 当省報道課(和)第10号E10)に
 対し直接傍受記録を提示し、本署で場合
 には何時でも記録は available であり等
 事情を十分説明の上、了解を求めおろことが
 最も現実的でありうとの結論を付たため、14日
 当該より右の各郵政省側に回答しておいた
 (同省と12日、右ラインにて2部内にて検討あり由)。

○ かつ、委員全員に配布された場合、二つ以上の資料が二つ以上の傍受
 ○ 記録と見えず、~~これ~~に
 ○ 留意し、~~何~~に
 ○ 本署の理由は予算上の問題が
 ○ 多く、かつこの完全傍受の
 ○ 必要は、~~これ~~に
 ○ 本署の理由は、~~これ~~に
 ○ 本署の理由は、~~これ~~に
 ○ 本署の理由は、~~これ~~に

外務省の資料意味不明=2018年 報道記者)

第68回衆議院議事録(昭和十七年六月一日) 別添

せん。さつき伺いまして後刻御報告申し上げたいと思ひます。

○鈴木強君 それは大臣が傍受を実施するということですから、傍受というのはいくら放送かを知りたいために傍受するのでしょうか。その知りたものは、一刻も早くわれわれも知りたし、国民も知りたし、政府も知りたし。特にチェックするのは、外務省が郵政省をよく知りませんが、外務省はおやりになるにしても、やはり早く翻訳完了して中を見なければならぬわけですから、そういうためには、傍受というものは、大体郵政省が、どういふ放送をしたかというのを傍受する以上は、その内容を検閲し、まあ検閲しないが、す金がないし、外務省のほうで頼んで翻訳するのじやないですか。ただ録音機を回して収録するだけがあるのは、仕事をたすれば、傍受ということばを使わないで、取音、録音だけをやること。傍受と普通言われるときには、われわれが知っている範囲では、その放送が、どういふものをやっていると知るための傍受なんです。本来ならば、あなたの場合は翻訳をして、その内容がどういふものであるかを傍受しなければならぬ。こういうふうに思ひますが、それは外務省のほうで翻訳してもらつて、その内容は一体それが見ておられるのですか。

○政府委員(藤木栄君) これは国として、その内容を見まして、必要があれば、米国の政府に、こちらからの意見を申すというふうになつておられますので、私どもとしては、外務省、話合つたわけですが、やはり外交の一環として米政府に意見を申すということになるわけでございますので、それはやはり外務省のほうでございまして、これはまあ傍受というものの意味からいふと、確かにおっしゃるようなことになるかも知れませんけれども、私どもとしては、技術的な面を担当しまして、実際に受信をして録音する。あと録音したテープを外務省に渡しまして外務省のほうで翻訳をいたしまして、必要があれば

意見をアメリカに伝える、そういうふうなことになつておられるわけでございます。

○鈴木強君 だから、その任務の委譲をしているわけですね。われわれが従来考へていた傍受という観念は、傍受業務というのをおたくで傍受する際にはどういふものが放送されてくるか内容に立ちまわつて聞かざるわけですね。日本語ならすぐわかるわけでしょう。ところが、たまたまやつかいな英語とか、そういうことでわからぬから翻訳してもらつて、ということ、たまたまは郵政省がやる、そしてその中で問題があればこれは外交ルートを通じてやるといふのが筋だと思ひます。この場合は金も組んで、きつがあつて、そういう任務分担金も組んであるようです。それから、やはりできるだけの内容がどうなるのか、いつごろ送つたのか、何日かから翻訳できるか、それが問題か、外務省も相談して、われわれが開いたら答弁できるような勉強をして、おいてもらふべきではないかとお感じなさいか、ということなんです。

その点まだ出ばかりですから非常にたいへんだと思ひますが、これは大臣どうなんでしょう。その傍受したものの内容について、何か一つの記録を残す必要はないか、記録を残さず、それと問題がなければ破つてしまつておられますか。われわれとしては、破つてしまつておられるから、要だけでもソリヤンして、それとして補償委員会とか、外務委員会とかの委員には必ずしも記つておし、上申しなんです。金がなくてできないなんて言わずに、ひとつできたらしてほしいと思ひますが、何かさつぱりという内容が放送されておるか、われわれ心配しておるのに、わからないというのでは責任が全うできませんので、そういう方法を検討して、ただけませんか、外務省と相談をして、さうして定例的に出してもいいか。

○国務大臣(廣田弘毅君) その問題につきましては、さつき御報告した通りでございまして、放送の内容のほつ外務省と相談をいたしまして、放送の内容の問題でございまして、補償委員会が関心を持つておられることは、さつき御報告した通りでございます。○鈴木強君 それでは次の委員会までございまして、電波法百八条のいまの問題を御存じいただくことにして、さういふ時間もあれですからこれで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○委員長(杉山善太郎君) それでは本日の調査はこの程度にとどめたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。午後三時三十分散会

第十一部 補償委員会議事録第十八号 昭和十七年六月一日(参議院)